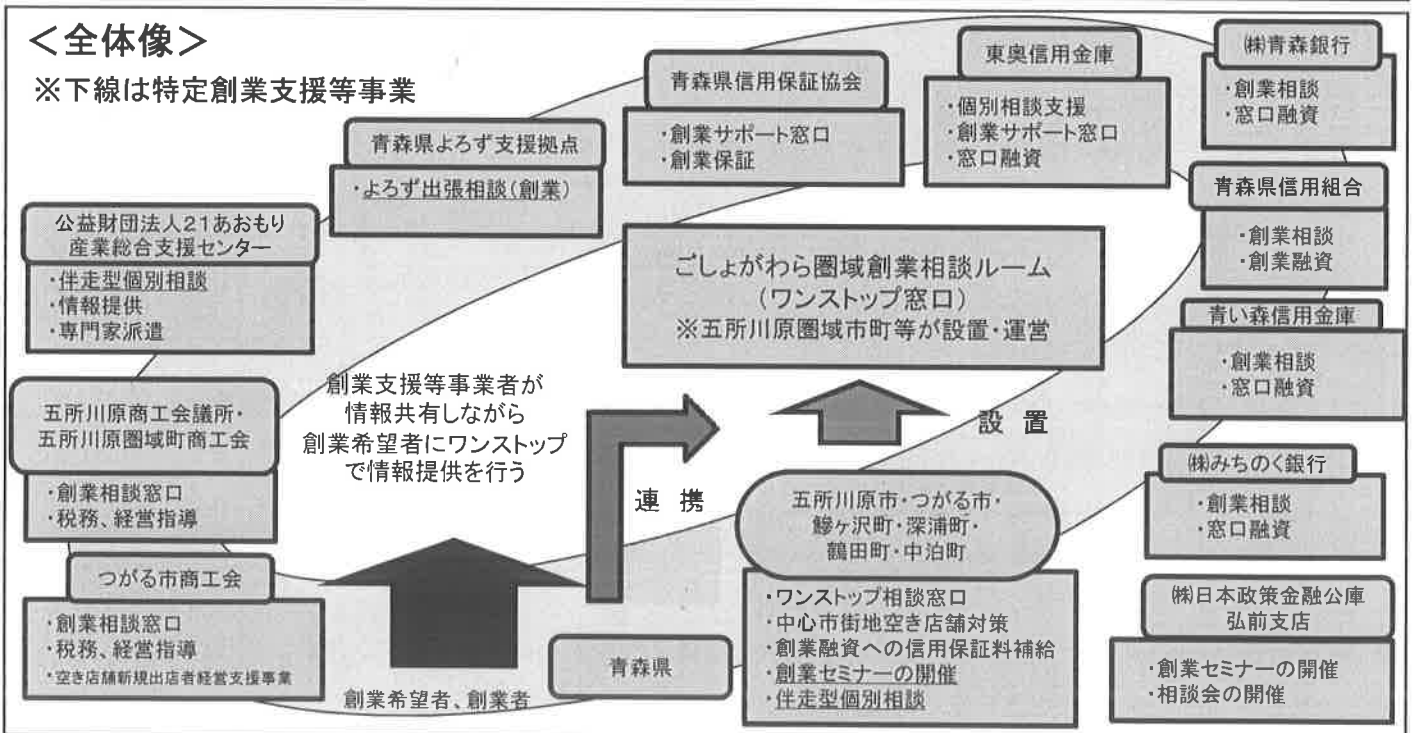


市区町村	五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
認定連携創業支援事業者	五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、公益財団法人21あおり産業総合支援センター、(株)日本政策金融公庫(弘前支店)、青森県よろず支援拠点、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東奥信用金庫、青森県信用保証協会
概要	五所川原圏域では、市町及び上記の認定連携創業支援等事業者等が、それぞれに創業支援等事業を実施していたが、本計画により更に関係機関との連携を強化し、広域連携で一体となった創業支援に取り組むことにより、年間145件の創業の実現を目指します。 平成30年度～32年度にかけて、創業希望者に対して、窓口相談、創業セミナー等の支援を実施します。
年間目標数	創業支援対象者数:326件 創業者数:145件

五所川原圏域では、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要となる要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行ないます。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
地域資源の活用	ターゲット市場の見つけ方	ビジネスモデルの構築	売れる商品・サービスの作り方	適正な価格の設定と効果的な販売方法について	資金調達、資金相談	事業計画書の作成	許認可、手続き	創業後のフォロー	
	・21あおり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・五所川原圏域市町	・21あおり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・商工会議所・商工会 ・五所川原圏域市町	・21あおり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・商工会議所・商工会 ・五所川原圏域市町	・21あおり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・五所川原圏域市町	・21あおり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・商工会議所・商工会 ・五所川原圏域市町	・21あおり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・商工会議所・商工会 ・金融機関 ・日本政策金融公庫弘前支店 ・五所川原圏域市町 ・青森県信用保証協会	・21あおり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・商工会議所・商工会 ・日本政策金融公庫弘前支店 ・五所川原圏域市町 ・青森県信用保証協会	・五所川原圏域市町	・21あおり産業総合支援センター ・青森県よろず支援拠点 ・商工会議所・商工会 ・五所川原圏域市町



別表 1-1 (ワンストップ相談窓口) 【拡充】

市町村が実施する創業支援等事業 (五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)

創業支援等事業の目標

・五所川原市では、平成27年度から立佞武多の館6階に「五所川原市創業相談ルーム」を設置し、創業・起業希望者の創業相談に対応してきたが、周辺の市町村からの相談者も増加してきたことから、五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町 (以下「五所川原圏域の市町」という。) による広域連携の支援体制を整備し、五所川原圏域の経済活性化を図る。

・平成30年度から「五所川原市創業相談ルーム」を「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」に名称を変更し、五所川原市民学習情報センター内に移転するとともに、五所川原市商工労政課、つがる市商工観光課、鱈ヶ沢町観光商工課、深浦町観光課、鶴田町企画観光課、中泊町水産商工観光課に創業相談の担当窓口を設置する。

・「五所川原市創業相談ルーム」の平成29年度の創業相談対象者数は18人、うち創業実現者数は4人であったことから、本創業支援等事業計画の作成による創業支援の取組の強化や、他機関で開催するセミナー等で積極的に周知を図ることとし、創業相談窓口及び創業セミナーを合わせた創業対象者数を年間78人、うち創業実現者数22人を目標とする。

・本地域における計画全体の各事業単位の創業支援対象者数及び創業実現者数、創業率は下表のとおり。

事業実施機関名	実施事業		対象者数	創業件数	創業率
五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	相談窓口	別表1-1	66	19	29%
	創業セミナー	別表1-2	12	3	25%
五所川原市	空き店舗対策補助事業	別表1-3	6	3	50%
五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	創業融資	別表1-4	31	22	71%
	訪問型個別相談支援事業	別表1-5	15	3	20%
鱈ヶ沢町	空き店舗等活用対策補助事業	別表1-6	3	3	100%
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	訪問型個別相談支援事業	別表2-1	30	6	20%
五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊商工会	創業相談窓口	別表2-2	44	14	32%
(株)日本政策金融公庫弘前支店	創業支援セミナー等	別表2-3	20	1	5%
青森県よろず支援拠点	訪問型個別相談支援事業	別表2-4	15	3	20%
つがる市商工会	空き店舗新規出店者経営支援事業	別表2-5	4	3	75%
(株)青森銀行	創業相談窓口融資	別表2-6	11	11	100%
(株)みちのく銀行	創業相談窓口融資	別表2-7	10	10	100%
青い森信用金庫	創業相談窓口融資	別表2-8	15	10	67%
青森県信用組合	創業相談創業融資	別表2-9	20	10	50%
東奥信用金庫	個別相談支援創業サポート窓口融資	別表2-10	5	5	100%
青森県信用保証協会	創業サポート窓口創業保証	別表2-11	19	19	100%
合 計			326	145	44%

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

〈ワンストップ相談窓口の設置〉【既存】

五所川原圏域の市町の創業支援担当課に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会及び青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、東奥信用金庫の金融機関と連携し、創業時の構想段階から創業後のフォローまでさまざまな課題を解決する。ワンストップ相談窓口では、担当課の職員を1名以上配置し、創業希望者に対し市、町及び創業支援等機関が実施する創業支援等事業を紹介するとともに、必要に応じて五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会、(公財) 21 あおもり産業総合支援センターへ取次をする。

相談者の相談内容やレベルに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、適切なアドバイスが受けられるよう、「ごしよがわら圏域創業相談ルーム」に創業の専門家であるインキュベーション・マネジャー(以下「IM」という。)を配置し、五所川原圏域の市町と連携して支援を行う。

五所川原圏域の市町はホームページ上の「創業支援」の内容を拡充し、各種補助事業の募集や創業支援等機関等の施策を紹介する。

創業に必要な要素となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。

〈創業に必要な要素と各連携機関が担う役割〉

1. 地域資源の活用の仕方

地域資源の有効活用を図るため、五所川原圏域の市町が、(公財) 21 あおもり産業総合支援センター及び青森県よろず支援拠点と連携し、五所川原市の地域資源である立佞武多、津軽鉄道、津軽三味線、ヤマトシジミ、赤〜いりんごを、つがる市の地域資源である屏風山砂丘メロン・すいか、木造駅舎、馬市まつり、高山稲荷神社、ベンセ湿原のニッコウキスゲ、最終氷河期埋没林を、鱈ヶ沢町の地域資源であるイカ、イトウ、金鮎、サケ、ヒラメ、アスパラガス、すいか、メロン等を、深浦町の地域資源である雪中にんじん、クロマグロ、十二湖(青池)、白神山地を、鶴田町の地域資源であるスチューベンぶどう、鶴の舞橋、丹頂鶴の飼育地を、中泊町の地域資源である津軽海峡メバル、イカ、ハトムギを契機とした観光物産関連事業への新規創業や、地域資源を活用した特産品の開発、販路開拓等の支援を行う。

2. ターゲット市場の見つけ方

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点及び五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会が、専門家と連携したうえで市場ニーズを把握し、情報提供する。

3. ビジネスモデルの構築の仕方

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点及び五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会が、顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。

五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町では空き店舗での創業希望者に賃料の一部等を補助することで、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。

4. 売れる商品・サービスの作り方

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点が、専門家と連携し、商品・サービスに対するアドバイスや事業者連携のためのマッチング支援を行う。

5. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点及び五所川原商工会議所、

金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスをを行い、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

6. 資金調達の方法

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点及び五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会が、資金調達のアドバイスをを行い、五所川原圏域の市町は、圏域の金融機関や(株)日本政策金融公庫弘前支店、青森県信用保証協会五所川原支所と連携して金融支援を行う。また、(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点及び五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会は書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行うとともに、五所川原市は、(株)日本政策金融公庫の創業融資制度を活用する創業希望者への利子補給を実施する。また、五所川原圏域の市町は、青森県の融資制度である「未来を変える挑戦資金」を活用する創業希望者への信用保証料補給を実施する。

(株)日本政策金融公庫弘前支店は創業融資制度や、創業後の小規模経営者経営改善資金などの資金調達への助言やセミナー、金融支援などを行う。

7. 事業計画書の作り方

(公財) 21 あおもり産業総合支援センターのIMを中心として、青森県よろず支援拠点及び五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会が、事業計画書の策定について五所川原圏域の金融機関や(株)日本政策金融公庫弘前支店、青森県信用保証協会五所川原支所、専門家と一緒にアドバイスをを行う。

また、補助金等の申請については、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会等が連携してサポートを行う。

8. 起業手続きの円滑な進め方(許認可、手続き)

五所川原圏域の市町が、ワンストップ相談窓口において、起業手続き・許認可についてのアドバイス、支援機関への連絡を行う。

9. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点の他、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について、継続的にアドバイスをを行う。

〈創業支援等機関との連携〉

各創業支援等機関が支援した創業希望者等の情報に対しては、創業希望者等の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、五所川原圏域の市町が情報集約・一元化を図り、創業支援者名簿を作成する。名簿には、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者等がどういった支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているのか分かるようにし、適切な機関に誘導し、創業実現まで各支援機関がハンズオンで支援できるようにする。

〈特定創業支援等事業について〉

本計画において実施する創業セミナーを活用して「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4つの事項について、各分野1回ずつ計4回以上かつ1か月以上継続して受講したと確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

また、(公財) 21 あおもり産業総合支援センターのIMが訪問する「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」での「訪問型個別相談指導」、五所川原圏域の市町が委嘱したIMが訪問する

「ごしよがわら圏域創業相談ルーム」での「訪問型個別相談指導」、青森県よろず支援拠点が五所川原圏域の市町で開催する「よろず出張相談会」での伴走型支援のうち、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4つの項目を含む相談を、計4回以上かつ1か月以上継続し、4項目全ての知識を身につけたと確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

(公財) 21 あおもり産業総合支援センター及び青森県よろず支援拠点は、参加者の同意を得たうえで、その参加状況を五所川原圏域の市町に情報提供し、創業支援者名簿に反映させる。

五所川原圏域の市町は、特定創業支援等事業を受けたと認める者について、証明書を発行する。

〈各事業の共通事項について〉

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を五所川原圏域の市町が把握することとし、創業希望者等に対するアンケート調査等により常に支援体制を改善していくこととする。

特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者等に対しては、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。

創業後についても、(公財) 21 あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点及び五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱒ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、五所川原圏域の市町、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱒ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会の広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど広くPRする。

公序良俗を害する恐れがある事業を行う創業希望者等に対しては、創業支援等サービスを行わない。各支援機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

五所川原圏域の市町の創業支援等事業担当課に担当者1名以上を配置し、各支援機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。

また、各支援機関とも連携のうえ、五所川原圏域の創業支援等事業のチラシを作り、それぞれの窓口に配置し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、各市町の広報誌やホームページ等においても、ワンストップ相談窓口設置を広くPRしていくこととする。

各支援機関が支援を行った創業者情報等については、個人情報保護に十分な配慮をしつつ、五所川原圏域の市町が管理し、「創業支援者名簿」を作成して支援機関との情報共有を図る。

各支援機関との連絡を密にするため、定期的に、五所川原圏域の市町及び支援機関の連絡会議を開催し、活動状況、改善点等について情報共有を行う。

計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

変更箇所については平成30年7月9日～平成33年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、第1回認定日以降の申請が対象となる。

別表 1-2 (創業セミナー) 【拡充・特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業 (五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)

創業支援等事業の目標
<p>・本計画の策定、創業支援施策等について広報することにより、五所川原圏域市町のワンストップ相談窓口を訪れる創業希望者66人のうち約2割を創業セミナーに誘導して、うち2.5割にあたる3人の創業実現を目指す。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数12件、創業者数3件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>「ごしよがわら圏域創業相談ルーム」において創業・起業の検討をしている方を対象に、IMを講師とし、基礎的な知識からビジネスプラン作成のノウハウまで、創業・起業に係る体系的な知識の習得を目指す創業セミナーを実施する。期間は平日の夜または土日を中心に実施期間2か月程度を予定。</p> <p>「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの事項について、各分野1回ずつ計4回以上かつ1か月以上、継続して専門家のアドバイスを受けたと確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。</p> <p>第1回「創業スタートアップ」【経営】 第2回「ビジネスプラン作成」【経営】 第3回「帳簿のつけ方と申告の方法」【財務】 第4回「資金調達・融資制度」【財務】 第5回「人の雇い方・増やし方」【人材育成】 第6回「マーケティングについて」【販路開拓】</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>本セミナーは、創業支援の専門家であるIMを講師とし、五所川原市民学習情報センターを会場として実施する。</p> <p>「ごしよがわら圏域創業相談ルーム」、各市町のワンストップ相談窓口、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会の創業相談窓口パンフレット等を置き、また広報誌やホームページで、実施を広く周知する。</p> <p>上記、「経営・財務・人材育成・販路開拓」の講座を各分野1回ずつ計4回以上受講したと確認できる者に対しては、特定創業支援等事業を受けた者として、「創業支援者名簿」に反映し、受講者の申請により、五所川原圏域の各市町村が証明書を発行する。</p> <p>一部分野のセミナーが未受講であっても、その分野の知識を別表1-5、別表2-1、別表2-4の訪問型個別相談支援等事業を利用し、4つの知識を身につけた者は、受講したものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修了生については、国・県・市等の融資制度、利子補給制度等を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。 ・また、事業完了後についても創業者が途中で挫折しないよう創業者への伴走型支援を実施する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
<p>平成28年4月1日～平成33年3月31日 変更箇所については平成30年7月9日～平成33年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、第1回認定日以降の申請が対象となる。</p>

別表 1-3 (空き店舗対策補助事業) 【拡充】
市町村が実施する創業支援等事業 (五所川原市)

創業支援等事業の目標
<p>五所川原市では、平成27年度から中心市街地の空き店舗対策として、「五所川原市空き店舗対策家賃補助事業」を創設したところであり、平成29年度の利用実績は新規4件となっている。</p> <p>本計画の策定、創業支援施策等について広報するとともに、関係機関との緊密な連携で創業率を高めることにより、年間6件を支援対象とし、うち5割の3件の創業を目指す。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数6件、創業者数3件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>活力と魅力ある商店街づくりを促進するため、中心商店街等にある空き店舗を利用して営業を開始した事業者に対して、賃借料の一部を2年間補助する。</p> <p>補助要件 中心市街地に新たに店舗等を出店する者で、市町村税の滞納がないこと、また、公の秩序を乱し、又は善良な風俗に反するものではないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 商店街の振興及び地域の活性化に寄与する事業を営むこと ② 小売業、サービス業、飲食業を主とする業種及びコミュニティ施設 ③ 風俗営業を営む店舗等でないこと ④ 営業時間が一日6時間(うち3時間は午前11時から午後4時までの間であること)以上かつ週5日以上営業する者 ⑤ 2年以上の営業が見込まれること ⑥ 空き店舗所有者と同一世帯に属する者、もしくは空き店舗所有者の配偶者、又は一親等の血族及び姻族でないこと ⑦ 過去に同一の補助金を受けていないこと <p>補助上限額 総額で72万円を上限とする。</p> <p>補助割合 24月分を限度とし、1月分の賃借料の1/2、又は3万円のいずれか低い額</p> <p>対象地域 中心商店街(五所川原地区:大町、寺町、本町、布屋町、旭町、東町) (金木地区:朝日山) (市浦地区:相内)</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>中心商店街の空き店舗において創業を希望する場合、当該希望者は、五所川原市商工労政課に設置されているワンストップ相談窓口から紹介を受けた「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」において、事業計画等の個別相談を受ける。五所川原市は、IMから事業計画等について当該補助事業対象者に該当すると判断された事業者からの申請に対して、補助を実施する。</p> <p>「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」、五所川原市商工労政課のワンストップ相談窓口、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会の創業相談窓口にパンフレット等を置く。また、五所川原市、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会の広報誌やホームページで、実施を広く周知する。</p>
計画期間
<p>平成28年4月1日～平成33年3月31日 変更箇所については平成30年7月9日～平成33年3月31日</p>

別表 1-4 (創業融資) 【拡充】

市町村が実施する創業支援等事業 (五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)

創業支援等事業の目標
<p>創業の実現に必要な資金を融資することにより、創業実現と創業後の経営安定化を支援する。 青森県が実施する創業者のための融資制度<青森県未来を変える挑戦資金(創業枠)>を利用した場合、市町は、創業融資を利用した創業者に対して信用保証料の70%を補給する。(30%は県負担)</p> <p>鱈ヶ沢町は町内での雇用機会の創出及び地域経済の活性化に資することを目的に創業等をする者に対して創業資金を交付する。</p> <p>深浦町は町内の農林水産業者等が行う6次産業化や起業又は新分野進出の取組を支援し、町内産業の活性化と地域の発展に資することを目的に、創業等をする者に対して補助金を交付する。</p> <p>五所川原市は、(株)日本政策金融公庫・国民生活事業の創業融資制度を利用し、12回の利子を支払った場合、創業者に対して支払った利子の12回分全額を補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県未来を変える挑戦資金(創業枠) 創業支援対象者数 22件のうち 当該制度利用創業者数 17件 ・鱈ヶ沢町創業支援事業補助制度 創業支援対象者数 1件のうち 当該制度利用創業者数 1件 ・深浦町地域の魅力向上支援事業費補助制度 創業支援対象者数 1件のうち 当該制度利用創業者数 1件 ・五所川原市創業者支援利子補給制度 創業支援対象者数 7件のうち 当該制度利用創業者数 3件 <p>(目標数) 創業支援対象者数31件、創業者数22件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県未来を変える挑戦資金(創業枠)の実施 創業者の開業資金調達に対する支援として、本融資制度を活用して開業する創業者に対して、県と市町が連携して信用保証料を補助する。 対象者 : 新たに事業を開始しようとする者、または事業を開始して5年に満たない者 融資額 : 1,000万円以内 金利0.9% (若者、女性、U・I・Jターンによる創業の場合0.7%) 融資期間: 7年以内(据置期間1年以内) ※五所川原市・深浦町以外は10年以内 信用保証: 市町が信用保証料の70%を負担(県は30%負担) ・鱈ヶ沢町創業支援事業補助制度 町内での雇用機会の創出及び地域経済の活性化に資することを目的に創業等をする者に対して創業資金を交付する。 補助対象事業: 以下に該当しない事業 <ol style="list-style-type: none"> ①金融保険業 ②風俗営業 ③暴力団 ④易断所、観相業、相場案内業 ⑤競輪、競馬等の競走場 ⑥競輪、競馬等の競技団 ⑦麻雀店、パチンコホール、その他の遊戯場 ⑧芸ぎ業、芸ぎ斡旋業 ⑨競輪、競馬等の予想業 ⑩場外馬券売り場、場外車券売り場 ⑪興信所

⑫集金業、とりたて

⑬宗教

⑭政治・経済・文化団体

補助対象経費：以下に該当する事業経費

①事業の用に供する土地、建物の購入費

②店舗等の増改築や改修に要する経費

③設備又は備品の購入費

④広告宣伝費

⑤法人設立時に要する申請手数料等

補助金額：補助対象経費の1/2以内の額又は100万円のいずれか低い額

・深浦町地域の魅力向上支援事業費補助制度

町内産業の活性化と地域の発展に資することを目的に、町内の農林水産業者等が行う6次産業化や企業又は新分野進出の取組をする者に対して補助金を交付する。

補助対象事業：

①起業化事業

起業または新分野の進出により創り出される事業

②6次産業化事業

農林水産省が定める6次産業化対策事業による交付を受けた事業

補助額：

①起業化事業

施設の新増設、設備・備品購入等で上限100万円（補助対象経費の3分の2以内）

②6次産業化事業

6次産業化対策に要する経費で上限200万円（補助対象経費の4分の1以内）

・五所川原市創業者支援利子補給制度

新規開業に必要な資金の融資を受け、五所川原市内で事業を始めた方に対して、利子1年分の補給をする。

対象者：以下①～④の全てを満たす方

①創業融資を(株)日本政策金融公庫・国民生活事業から受けていること。

②市内において、新たに事業所を有し、創業する者であること。

③事業を開始する前又は事業を開始してから1年以内に創業融資を受けていること。

④市町村税を滞納していないこと。

補助額：第1回から第12回までに支払った利子の全額

(2) 創業支援等事業の実施方法

(青森県未来を変える挑戦資金)

【五所川原市】青森県信用保証協会が該当する特別保証融資制度を活用した被保証人から徴収すべき信用保証料の支払いを免除した場合、五所川原市は青森県信用保証協会の請求に応じて、信用保証料を支払う。

【つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町】該当する特別保証融資制度を活用した被保証人が青森県信用保証協会に信用保証料を支払った後、県・各市町に対してそれぞれ請求し、各市町が該当分を支払う。

(鱒ヶ沢町創業支援事業補助制度)

鱒ヶ沢町において創業等をして1年を経過しない対象者に対して、青森県内の認定支援機関の支援を受けた事業計画書を審査し2年以上営業が可能等と判断された場合、補助対象経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額を補助する。

(深浦町地域の魅力向上支援事業費補助制度)

深浦町に住所を有する個人、団体及び個人事業者並びに法人で、町税等の滞納がない対象者に対して、深浦町地域の魅力向上支援事業費補助金交付要綱に基づき、当該事業の補助金を

交付する。

(五所川原市創業者支援利子補給制度)

(株)日本政策金融公庫から融資を受け、12回の利子を支払った対象者は、五所川原市商工労政課に申請をし、利子補給を受ける。

事業の周知に関しては、「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」、五所川原市商工労政課に設置されているワンストップ相談窓口、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会の創業相談窓口にパンフレット等を置いて当該事業について紹介するほか、関係機関に配布し、周知を図る。また、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会の広報誌やホームページで、実施を広く周知する。

また、創業資金の借り入れを行う者に対する情報提供や手続きに関するアドバイスが適切に行われるように、各支援機関に対して当該制度の周知を徹底する。

計画期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

変更箇所については平成30年7月9日～平成33年3月31日

別表 1-5 (訪問型個別相談支援事業) 【新規・特定創業支援等事業】

市町村が実施する創業支援等事業 (五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町)

創業支援等事業の目標
<p>五所川原圏域の市町が委嘱したIMを「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」へ配置し個別相談を行う「訪問型個別相談支援事業」を実施する。</p> <p>五所川原市民学習情報センター内の「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」において個別相談支援事業を実施し、関係機関との連携を図ることにより年間相談件数15件、そのうち2割にあたる3件の創業実現を目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>創業支援対象者数15件、創業者数3件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>五所川原市民学習情報センター内の「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」において「訪問型個別相談事業」を実施し、創業・起業希望者に対して、個別相談対応による伴走型支援を実施する。</p> <p>この「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」による「訪問型個別相談事業」については、毎月第1・3火曜日の午前10時～午後4時に、五所川原圏域の市町が委嘱したIMが五所川原市民学習情報センターへ訪問し、創業・起業に関する個別相談に応じる。IMによる創業個別相談は無料で、創業希望者の都合に合わせて行い、複数回の相談も可とする。</p> <p>IMによる創業個別相談のうち、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目を含む相談を4回以上かつ1か月以上行い、4項目全ての知識を身につけた者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日等を記載した「創業支援者名簿」を作成し、事業終了後速やかに五所川原圏域の市町に報告することで、特定創業支援等事業を受けた者とし、受講者の申請により五所川原圏域の市町が証明書を発行する。</p> <p>別表1-2の一部分野のセミナーが未受講であっても、その分野の知識について当該訪問型個別相談支援事業を利用し、4つの知識を身につけた者は、受講したものとみなす。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>五所川原市民学習情報センター内の「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」、五所川原圏域市町の創業支援等担当課のワンストップ相談窓口、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会の創業相談窓口パンフレット等を置く。また、五所川原圏域市町の広報やホームページ、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会の会報誌やホームページで広く周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定創業支援等事業を受けた方については、国・県・市等の融資制度、利子補給制度等を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において事業の実績、その後の状況など情報共有を行う。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
<p>平成30年7月9日～平成33年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、第1回認定日以降の申請が対象となる。</p>

別表 1-6 (空き店舗等活用対策補助事業) 【新規】

市町村が実施する創業支援等事業 (鱈ヶ沢町)

鱈ヶ沢町では、平成29年度から町内における空き店舗等対策として、「鱈ヶ沢町空き店舗等活用対策事業補助金」を創設した。

本計画の策定、創業支援施策等について広報するとともに、関係機関との緊密な連携により創業率を高めることにより、継続して年間3件を支援対象とし、全件の創業を目指す。

(目標数)

創業支援対象者数3件、創業者数3件

創業支援等事業の内容及び実施方法

(1) 創業支援等事業の内容

町内にある空き店舗等を利用して営業を開始した事業者に対して、賃借料の一部を補助する。

補助要件：新たに空き店舗等を賃借して事業を行う者であって、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 小売業、飲食業、サービス業に供する店舗等を営むこと。
- ② 鱈ヶ沢町暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと。
- ③ 風俗営業を営む店舗等でないこと。
- ④ 2年以上継続して営業できること。
- ⑤ 営業時間が午後5時以降のみでないこと。
- ⑥ 鱈ヶ沢町商工会の会員であること、又は、後日入会の意思があること。
- ⑦ 空き店舗等の所有者と同一世帯に属する者、もしくは空き店舗等の所有者の配偶者、又は一親等の血族及び姻族でないこと。
- ⑧ 町内から現店舗への移店でないこと。ただし、天変地異等、本人の責めに帰さない事情による移店の場合は、この限りでない。
- ⑨ 納税状況の良好な者
- ⑩ 賃借希望物件において、過去に同一事業を営んだことがないこと。
- ⑪ 過去にこの要綱による補助を受けていないこと。

補助対象経費：1事業につき、空き店舗等の開業月以降連続する12月分の賃借料(礼金、敷金及び共益費等は除く。)とする。

補助金の額：補助対象経費の3分の2以内の額又は月額5万円(年額60万円)のいずれか低い額以内とし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(2) 創業支援等事業の実施方法

町内の空き店舗等において創業を希望する場合、鱈ヶ沢町商工会へ入会し認定支援機関から事業計画等について当該補助事業対象者に該当すると判断された事業者からの申請を受けて、審査委員会において審査後、補助金を交付する。

・鱈ヶ沢町観光商工課のワンストップ相談窓口、鱈ヶ沢町商工会の創業相談窓口にパンフレット等を置く。また、鱈ヶ沢町の広報誌やホームページで、実施を広く周知する。

計画期間

平成30年7月9日～平成33年3月31日

別表 2-1 (訪問型個別相談支援事業) 【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター</p> <p>(2) 住所 青森市新町 2-4-1 青森県共同ビル 7階</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 今 喜典</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 017-777-4066</p>
創業支援等事業の目標
<p>公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センターのインキュベーション・マネジャー (IM) を五所川原市へ派遣し、個別相談を行う IM による「訪問型個別相談事業」により、五所川原市においては、平成 29 年度、18 件の相談実績があり、4 件の創業実績があった。</p> <p>平成 30 年度から、五所川原市民学習情報センター内に「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」を移転して個別相談事業を実施し、更に関係機関との連携を図ることにより年間相談件数 30 件、そのうち 2 割にあたる 6 件の創業実現を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数 30 件、創業者数 6 件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 五所川原市民学習情報センター内の「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」により「訪問型個別相談事業」を実施し、創業・起業希望者に対して、個別相談対応による伴走型支援を実施する。 この「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」による「訪問型個別相談事業」については、毎月第 2、第 4 火曜日の午前 10 時～午後 4 時に、公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センターの IM が五所川原市民学習情報センターに訪問し、創業・起業に関する個別相談に応じる。IM による創業個別相談は無料で、創業希望者の都合に合わせて随時行い、複数回の相談も可とする。 IM による創業個別相談のうち、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の 4 項目を含む相談を 4 回以上かつ 1 か月以上行い、4 項目全ての知識を身につけた者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日等を記載した「創業支援者名簿」を作成し、事業終了後速やかに五所川原圏域の市町に報告することで、特定創業支援等事業を受けた者とし、受講者の申請により五所川原圏域の市町が証明書を発行する。 別表 1-2 の一部分野のセミナーが未受講であっても、その分野の知識について当該訪問型個別相談支援事業を利用し、4 つの知識を身につけた者は、受講したものとみなす。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 五所川原市民学習情報センター内の「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」、五所川原圏域市町の創業支援等担当課のワンストップ相談窓口、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱒ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会の創業相談窓口パンフレット等を置く。また、五所川原圏域市町の広報やホームページ、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱒ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会の会報誌やホームページで広く周知する。 創業希望者の情報については、創業希望者の同意を得ながら、守秘義務に十分に配慮した上で五所川原圏域の各市町へ情報提供を行う。</p>
計画期間
<p>平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 変更箇所については平成 30 年 7 月 9 日～平成 33 年 3 月 31 日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、第 1 回認定日以降の申請が対象となる。</p>

別表 2-2 (創業相談窓口) 【拡充】
市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 五所川原商工会議所</p> <p>(2) 住所 青森県五所川原市東町 17-5 五所川原商工会館 5F</p> <p>(3) 代表者の氏名 会頭 山崎 淳一</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 0173-35-2121 FAX: 0173-35-2124</p>
<p>(1) 氏名又は名称 金木商工会</p> <p>(2) 住所 青森県五所川原市金木町朝日山 319-10</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 山中 政広</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 0173-52-2611 FAX: 0173-52-2613</p>
<p>(1) 氏名又は名称 市浦商工会</p> <p>(2) 住所 青森県五所川原市相内 349-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 木村 博</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 0173-62-2232 FAX: 0173-62-2564</p>
<p>(1) 氏名又は名称 つがる市商工会</p> <p>(2) 住所 青森県つがる市木造若宮 16-4</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 宮本 純一</p> <p>(4) 連絡先 担当: TEL: 0173-42-2449 FAX: 0173-42-5979</p>
<p>(1) 氏名又は名称 鱒ヶ沢町商工会</p> <p>(2) 住所 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字米町 25-1</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 太田 正光</p> <p>(4) 連絡先 担当: TEL: 0173-72-2376 FAX: 0173-72-6653</p>

<p>(1) 氏名又は名称 深浦町商工会</p> <p>(2) 住所 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町352-1 海の駅ふかうら 深浦まるごと市場2F</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 大川 清信</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 0173-74-2509 FAX: 0173-74-3595</p>
<p>(1) 氏名又は名称 鶴田町商工会</p> <p>(2) 住所 青森県北津軽郡鶴田町大字早瀬184番地2</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 北谷 正則</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 0173-22-3414 FAX: 0173-22-5518</p>
<p>(1) 氏名又は名称 中泊町商工会</p> <p>(2) 住所 青森県北津軽郡中泊町大中里字亀山443</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 野上 祐一</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 0173-57-2733 FAX: 0173-57-2803</p>
<p>創業支援等事業の目標</p>
<p>平成26年度までに五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会へ創業に関する相談が平均8件であったことから、本計画の策定、創業支援施策等について広報することにより、継続して年間8件の相談件数を目標とする。</p> <p>平成26年度の五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会に対する創業相談件数のうち、創業に至ったのは約25%にあたる2件であったため、これと同等程度となる相談件数の25%、2名の創業者創出を目標とする。</p> <p>また、平成28年度までにつがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会へ創業に関する相談が平均24件であったことから、本計画の策定、創業支援施策等について広報することにより、1.5倍の年間36件の相談件数を目標とする。</p> <p>平成28年度のつがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会に対する創業相談件数のうち、創業に至ったのは約20%にあたる5件であったが、本計画の策定、創業支援施策について広報することにより、12件の創業者創出を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数44件、創業者数14件</p>
<p>創業支援等事業の内容及び実施方法</p>
<p>(1) 創業支援等事業の内容 ＜創業相談窓口＞【既存拡充】 五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会に創業相談窓口を設け、五所川原市、つがる市、鱈ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、(公財)21あおもり産業総合支援センター、青森県よろず支援拠点、金融機関と連携し、様々な創業時の課題を解決する。創業相談窓口では、五所川原商工会議所、各商工会の経営指導員により相談対応を行う。</p>

相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、各市町が中心となり、各支援機関の情報共有化を図り、適切なコーディネートを行うことができる体制を整備する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

五所川原商工会議所、各商工会に創業相談窓口を設置し、(公財)21あおり産業総合支援センター、金融機関が連携して支援できる体制を構築する。また、本計画や創業支援施策に関するパンフレットを窓口に配架し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、五所川原商工会議所、各商工会の広報誌やホームページにおいて、本計画と創業相談窓口を広くPRしていく。

各市町においては、創業相談窓口を周知するため、各市町のホームページ等でPRを行うとともに、寄せられた相談に対し、各支援機関が連携して効果的な支援を実施できるよう調整を行う。

創業相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、各市町に情報提供を行い、各市町が管理する創業支援者名簿を活用して各支援機関と共有を図る。

支援機関の連絡会議において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、よりよい相談体制を整えられるよう改善を行っていく。

計画期間

平成28年4月1日 ~ 平成31年3月31日

変更箇所は平成30年7月9日~平成33年3月31日

別表2-3 (創業支援セミナー等) 【拡充】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>(2) 住所 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表取締役総裁 細川 興一</p> <p>(4) 連絡先 TEL: 0172-36-6303</p>
創業支援等事業の目標
<p>1 創業予備軍を含む創業者を対象とするセミナー・相談会を年2回程度開催し、受講者20名程度を目標とする。(新規)</p> <p>2 先行事例からセミナー受講者の5%が、創業融資を利用して起業していることから、年間受講者数の5%について創業融資につなげ、起業実現を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数20件、創業者数1件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>①創業予備軍を含む創業者を対象とする「事業計画の作成方法」、「資金調達の方法」をテーマとしたセミナーを年2回程度開催する。</p> <p>②公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を行う創業者については支援を行わないものとする。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>①セミナーについては、五所川原圏域の市町と様々な連携を図るほか、創業支援等事業者である五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱒ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターとの情報交換や共催等とおし、創業者のニーズやステージに応じた内容とする。</p> <p>②セミナー開催については、五所川原圏域の市町や五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱒ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会の広報及びごしよがわら圏域創業相談ルームの窓口において広く周知を行う。</p> <p>③創業者に対する相談窓口を平日常設する。(既存)</p> <p>④起業実現の把握は融資実行をもって把握する。</p>
計画期間
<p>平成28年4月1日～平成31年3月31日 変更箇所については平成30年7月9日～平成33年3月31日</p>

別表 2-4 (訪問型個別相談支援事業) 【拡充・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 青森県よろず支援拠点 (公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター)</p> <p>(2) 住所 青森県青森市新町 2-4-1 青森県共同ビル 7階</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 今 喜典</p> <p>(4) 連絡先 TEL : 017-721-3787</p>
創業支援等事業の目標
<p>青森県よろず支援拠点の、IM資格を持つコーディネーターを五所川原圏域の市町へ派遣し、よろず出張相談会を行うことにより、五所川原圏域の市町においては、平成28年度、延べ7件の相談実績があり、3件の創業実績があった。</p> <p>関係機関との連携を図ることにより年間相談件数15件程度、そのうち2割にあたる3件の創業実現を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数15件、創業者数3件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森県よろず支援拠点が、IM資格を持つコーディネーターを委嘱し、毎月、定期的に五所川原圏域の市町において出張相談を行う。 ・コーディネーターによる出張相談は、無料で、創業希望者の都合に合わせて随時行い、複数回の相談も可とする。 ・コーディネーターによる出張相談のうち、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目全てを含む相談を4回以上かつ1か月以上行い、4項目全ての知識を身につけた者については、氏名、住所、連絡先、相談内容、相談日等を記載した「創業希望者名簿」を作成し、事業終了後速やかに五所川原圏域の市町に報告し、「創業支援カルテ」に反映させ、特定創業支援等事業を受けた者とする。 <p>別表1-2の一部分野のセミナーが未受講であっても、その分野の知識について当該訪問型個別相談支援事業を利用し、4つの知識を身につけた者は、受講したものとみなす。</p> <p>(2) 創業支援等の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五所川原圏域の市町の創業支援等担当課のワンストップ相談窓口、五所川原圏域商工会の創業相談窓口パンフレット等を置く。また、五所川原圏域の市町、五所川原圏域の商工会の広報誌やホームページで広く周知する。 ・創業希望者の情報については、本人の同意を得ながら、守秘義務に十分に配慮した上で五所川原圏域の市町へ情報提供を行い、五所川原圏域の各市町において名簿の情報集約・一元管理を行う。 ・出張相談を実施したすべての者について、氏名、住所、連絡先、習得した知識の内容、相談内容を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱の了解を得て、五所川原圏域の市町に提出する。 ・名簿の管理については個人情報保護法を遵守する。
計画期間
<p>平成30年7月9日～平成33年3月31日</p> <p>※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、第1回認定日以降の申請が対象となる。</p>

別表 2-5 (空き店舗新規出店者経営支援事業) 【拡充】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 つがる市商工会</p> <p>(2) 住所 青森県つがる市木造若宮 1 6 - 4</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 宮本 純一</p> <p>(4) 連絡先 担当： TEL：0 1 7 3 - 4 2 - 2 4 4 9 FAX：0 1 7 3 - 4 2 - 5 9 7 9</p>
創業支援等事業の目標
<p>平成 2 8 年度につがる市商工会へ空き店舗新規出店者経営支援事業を利用しての創業に関する相談が 3 件であったことから、本計画の変更により、同事業の創業支援について適用要件を緩和することにより、同制度を利用した創業者数 3 件を目標とする。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数 4 件、創業者数 3 件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容 <空き店舗新規出店者経営支援事業> 【既存拡充】 つがる市商工会が窓口となり、(株)日本政策金融公庫と連携し、市内の空き店舗を利用した創業時の課題を解決する。創業相談においては、つがる市商工会の経営指導員により相談対応を行う。</p> <p>相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、商工会が中心となり、各支援機関においての情報共有化を図り、適切なコーディネートを行うことができる体制を整備する。</p> <p>補助要件：①つがる市において開業する者 ②小売業、サービス業、飲食業等を商店街等にある空き店舗において営業しようとする者 ③新規に 1 2 ヶ月以上継続して営業できる者 ④営業時間が午後 5 時以降のみでない者 ⑤空き店舗所有者の同一世帯に属する者又は生計を一にする者でないこと。 ⑥納税すべき税金を完納していること ⑦過去に当該補助金の交付を受けていない者</p> <p>補助上限額：店舗改装費（上限 1 0 0 万円）、店舗賃借料の 3 分の 2（上限 6 0 万円） 補助割合：店舗改装費（一般枠） 3 分の 2 以内、 店舗賃借料（一般枠） 1 年度目 3 分の 2 以内 2 年度目 2 分の 1 以内 3 年度目 3 分の 1 以内</p> <p>対象地域：つがる市商店街等</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法 つがる市商工会に相談窓口を設置し、つがる市、(株)日本政策金融公庫が連携して支援できる体制を構築する。また、本計画や創業支援内容に関するパンフレットを窓口配架し、幅広く創業希望者等の目に届くようにする。加えて、つがる市商工会の広報誌やホームページにおいて、本計画と空き店舗を利用した創業相談窓口を広く PR していく。</p> <p>つがる市においては、相談窓口を周知するため、市役所のホームページや広報誌で PR を行うとともに、寄せられた相談に対し、各支援機関が連携して効果的な支援を実施できるよう調整を行う。</p>

空き店舗を利用した創業相談窓口において支援を行った創業希望者等の情報に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、つがる市に情報提供を行い、各支援機関と共有を図る。

連携機関の連絡会議において、相談内容や創業者の求める支援策などについて情報共有を行い、よりよい相談体制を整えられるよう改善を行っていく。

計画期間

平成30年7月9日 ～ 平成33年3月31日

別表2-6 (創業相談、窓口融資) 【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社青森銀行</p> <p>(2) 住所 青森県青森市橋本一丁目9番30号</p> <p>(3) 代表者の氏名 取締役頭取 成田 晋</p> <p>(4) 連絡先 担当：地域振興部地域振興課 TEL：017-734-8608</p>
創業支援等事業の目標
<p>創業・起業支援については地域産業及び雇用の拡大、地域活性化のための重要な施策であると捉え、第15次中期経営計画（平成28年～平成30年度）においても創業・起業等支援先数500先以上を掲げている。創業・起業者に対する支援体制の整備及び、支援メニューの拡充は随時図っており、五所川原圏域の市町の創業・起業等支援目標件数は11先としている。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数11件、創業者数11件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業、起業における補助金申請サポートや事業計画作成支援等、当行が保有する専門知識とソリューション機能を提供。 ・創業支援融資制度を活用しながら、青森県内における創業気運の醸成および伴走型支援を実施。 ・創業支援ヘルプデスクの設置。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業に関する情報提供ツールである「創業手帳」「創業虎の巻」等を活用し創業者との面談やサポートを実施する他、事業連携協定を締結している「(公財)21あおもり産業総合支援センター」「独立行政法人青森県産業技術センター」と連携しビジネスプランの作成から事業化、販路開拓までサポート。当行窓口相談することによって、各外部専門機関のサービスをワンストップで活用することが可能。 ・ワンストップ窓口等の当行創業支援等事業の周知のため、五所川原圏域の自治体は発行する広報誌、ホームページ、パンフレットの各種媒体を活用する。 ・創業、起業等資金対応としては、新規創業者または創業後5年未満の事業者を対象に創業、起業向けの資金供給ツールとして創業支援融資制度「スタートアップ」を取扱っており、創業・起業への円滑な創業に向けた支援を実施。 ・当行地域振興部に創業相談向けヘルプデスクを設置し、受付した情報は創業者の希望取引店へ情報取次ぎを行い、創業支援に関するサポートを実施。
計画期間
<p>平成30年7月9日 ～ 平成33年3月31日</p>

別表 2-7 (創業相談、窓口融資) 【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 株式会社みちのく銀行</p> <p>(2) 住所 〒030-8622 青森市勝田一丁目3番1号</p> <p>(3) 代表者の氏名 代表取締役頭取 高田 邦洋</p> <p>(4) 連絡先 担当：地域創生部 TEL：017-774-1252</p>
創業支援等事業の目標
<p>・当行では、五所川原圏域店6カ店のうち5カ店で事業性融資を取扱い、創業支援融資制度を中心に創業資金調達を支援している。</p> <p>・平成28年度の五所川原圏域の創業支援融資実績は5件となっており、この実績を踏まえ、30年度の目標を10件とする。(平成29年4月から9月までの実績は5件)</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数10件、創業者数10件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>①創業に関する事業計画策定等の支援</p> <p>②創業時の融資支援</p> <p>③創業者の発掘、創業ニーズの喚起</p> <p>④地方自治体、外部支援機関(日本政策金融公庫、(公財)21あおもり産業総合支援センター)</p> <p>等と創業に関する連携強化</p> <p>青森県内では、創業希望者の事業計画の策定支援を(公財)21あおもり産業総合支援センター(在籍するインキュベーション・マネジャー)などが行い、資金調達を金融機関や信用保証協会、日本政策金融公庫等が協力して行うケースが多い。また、自治体が発成金の活用を検討する事も多く、自治体や外部支援機関との連携を強化していくことが重要となる。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>①営業店窓口における相談受付</p> <p>②当行の創業融資制度や県、自治体の融資制度の提案や実行</p> <p>③社外セミナーの実施</p> <p>④外部機関との行内勉強会の開催</p> <p>(自治体の役割)</p> <p>①セミナー、勉強会への参画</p> <p>創業者向けに実施するセミナーや行内で実施する勉強会について、自治体担当者も参加し施策の説明等を行う。創業希望者への周知に繋がるうえに、金融機関と相互の取組みについて理解を深めることができる。</p> <p>②施策等の周知活動</p> <p>創業支援に関するセミナーや自治体の助成金活用の周知を相互に協力して行う。幅広い募集ができるなど効果的な活動に繋がる。</p>
計画期間
平成30年7月9日 ～ 平成33年3月31日

別表 2-8 (創業相談・窓口融資) 【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	青い森信用金庫
(2) 住所	青森県八戸市大字八日町18番地
(3) 代表者の氏名	理事長 益子 政士
(4) 連絡先	担当：経営サポート部 住所：青森市橋本二丁目12番3号 TEL：017-732-2233 FAX：017-773-2230
創業支援等事業の目標	
地域の持続的な発展のために、地域金融機関の立場から創業支援により地域産業を育てていく。	
目標については、平成29年度の創業に関する相談件数が10件あり、うち創業支援融資実績が7件となっているため、この実績を踏まえ下記目標とする。	
(1) 窓口相談等による創業計画策定支援	年間 3先を目標とする
(2) 創業融資等の金融支援	年間 3先を目標とする
(3) 創業者等の人脈構築支援	年間 3先を目標とする
(目標数)	
創業支援対象者数15件、創業者数10件	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(1) 創業支援等事業の内容	
①窓口相談等による創業計画策定支援	
・創業準備における知識・ノウハウ取得の支援と創業計画策定のサポート	
②創業融資等の金融支援	
・融資支援やファンド、補助金等の申請手続きなど資金調達の支援	
③創業者等の人脈構築支援	
・各種研修や外郭団体への参加勧誘により人的な交流する機会を作り、情報交換やビジネスマッチングなどにつなげていく。	
(2) 創業支援等事業の実施方法	
①窓口相談等による創業計画策定支援	
・当金庫の融資窓口に創業相談コーナーを設けて、創業準備における情報提供やノウハウ取得の支援。	
・創業に関する事業計画策定等の支援をするとともに、より専門的な内容については「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」や「(公財)21あおもり産業総合支援センター」を紹介し、インキュベーション・マネジャー等による対応に引き継ぐ。	
②創業融資等の金融支援	

- ・当金庫独自のプロパー融資のほか、信用保証協会（創業等関連保証）の活用、政府系金融機関および自治体の制度融資斡旋や協調融資。
- ・創業支援ファンドやクラウドファンディング等による資金調達方法の紹介。
- ・創業者・第二創業者向け補助金の申請手続きの支援。

③創業者等の人脈構築支援

- ・創業者等に対し、自治体や大学等が開催する各種研修会の案内や当金庫の顧客で組織する外郭団体（信友会など）への参加勧誘によって人材交流を図り、先輩事業者との人脈構築や情報交換、ビジネスマッチング等を支援する。

④五所川原圏域の市町では必要に応じ、ホームページ等で広く周知を行う。

計画期間

平成30年7月9日 ～ 平成33年3月31日

別表 2-9 (創業融資) 【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 青森県信用組合</p> <p>(2) 住所 青森県青森市大字浜田字玉川207番1</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 堀内 元博</p> <p>(4) 連絡先 担当：業務推進部 TEL：017-739-7115</p>
創業支援等事業の目標
<p>(目標の根拠) 平成28年度は2件の創業支援(創業に係る融資実行)を行った。 今後は、顧客との面談時に創業支援への取り組み、創業支援に係る融資制度についての説明をより充実させ、創業者数の増加を目指す。</p> <p>(目標数) 創業支援対象者数：20先 創業者数：10先</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>① 職員のレベルアップ 青森県信用保証協会及び日本政策金融公庫との勉強会を開催し、当組合店長及び融資担当者が出席のうえ創業支援への取組強化を図る。 また、東北経済産業局が開催した東北地域創業支援事業促進セミナーに事業性融資推進チーム職員が出席するなど本部機能の強化を図り、営業店の創業支援事業のサポートを行う。</p> <p>② 創業相談及び説明 お客様から創業支援の相談があった場合や、お客様との会話から創業のニーズが判明した場合、創業資金の融資制度について説明する。 また、当組合単独でのセミナーは開催していないが、青森県信用保証協会が開催する「創業者のための税務・労務セミナー」など、創業支援に係る各種セミナーについてチラシ配布等参加を進める。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>① 青森県信用保証協会の創業関連保証ほか日本政策金融公庫との協調融資等により、創業資金の融資を行う。 また、当組合オリジナル商品「創業・新事業支援【21世紀目利きローン】けんしんようヴィーナス」等による融資も提案する。</p> <p>② 創業資金の融資に伴い、事業計画書等の作成についてサポートする。 また、事業計画達成のための方策・行動等について、五所川原圏域各市町の創業支援等担当課及び商工会議所・商工会と連携しアドバイスを行う。</p>
計画期間
<p>平成30年7月9日～平成33年3月31</p>

別表 2-10 (個別相談支援・創業サポート窓口・窓口融資) 【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 東奥信用金庫</p> <p>(2) 住所 青森県弘前市大字土手町 8 1 番地</p> <p>(3) 代表者の氏名 理事長 佐藤 彰三</p> <p>(4) 連絡先 担当：地域支援部 TEL：0 1 7 2 - 3 4 - 8 4 1 6</p>
創業支援等事業の目標
<p><個別相談支援・創業サポート窓口・創業融資></p> <p>本部地域支援部及び各支店に、既存事業である認定経営革新等支援機関として本業支援の位置付けから、創業サポート専門の担当者（融資担当者）を配置しており、創業計画策定支援を含む創業資金に関する窓口等で個別相談を実施している。また、青森県信用金庫協会主導事業である「しんきん拠点研修会（弘前地区：年間 5 回）」等を活用し、企業の経営全般（人材育成・販路拡大・新商品開発等）に関する知識の投与、アドバイス等情報共有と各関連機関ならびに専門家との連携により支援の強化にあたっている。</p> <p>創業資金の相談については、「青森県未来を変える挑戦資金特別保証融資制度・創業枠（青森県・五所川原圏域各市町連携枠）」等の低利保証融資制度ならびに各種補助金制度の提案により、創業希望者（創業後 5 年未満含む）の創業資金の調達を支援している。</p> <p>平成 2 7 年度利用実績は 0 先、2 8 年度末までの利用実績は 2 先となっている。</p> <p>年度内目標を 5 先とし、今後年間目標は前年度以上の先数確保を目指すこととする。</p> <p>(目標数)</p> <p>創業支援対象者数 5 件、創業者数 5 件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>① 個別相談窓口の設置（個別相談）</p> <p>創業希望者が抱える諸問題についての相談を担当者（主：融資係）が対応する。特に「ビジネスプランの作成・ブラッシュアップ」「資金調達」「税務」「労務」など経営の核に関わる分野については、伴走型で支援を行う。また、「販路開拓」「IT」等については、認定連携創業支援等事業者や IT 専門家の活用を図ることで解決にあたっていく。その他、多様な課題に関して、よろず支援拠点等各種関連機関ならびにインキュベーション・マネジャー、中小企業診断士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士等とともに連携しながら支援にあたる。</p> <p>② 訪問による相談対応（随時）</p> <p>店舗開業の際には、必要に応じて現場を確認しながらアドバイスを行う。また創業後 5 年未満は経営基盤が脆弱で安定しないことが想定されることから、定期的な事業所訪問等を実施し、現状把握等分析結果に基づく課題の共有と解決を目指す。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>① 個別相談は各本支店窓口等において、常時実施する。</p> <p>② 事業の PR は、既存営業活動の中で行う他、五所川原圏域の市町及び認定連携創業支援等事業者との連携により周知を図る。</p> <p>③ 事業立ち上げから継続のための重要な要素である資金調達、資金繰りについては、各関連機関等との連携を図る。</p> <p>④ 創業希望者の情報については、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら五所川原圏域市町へ情報提供を行い、五所川原市で情報集約・一元化を行う。</p>
計画期間

平成30年7月9日 ～ 平成33年3月31日

別表 2-11 (創業サポート窓口・創業保証) 【新規】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 青森県信用保証協会</p> <p>(2) 住所 青森県青森市新町二丁目4番1号 (青森県共同ビル5F)</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 長谷川 義彦</p> <p>(4) 連絡先 担当：企業支援部 創業支援課 住所：030-8541 青森県青森市新町二丁目4番1号 (青森県共同ビル5F) TEL：017-723-1356 FAX：017-722-9870</p>
創業支援等事業の目標
<p>〈創業サポート窓口・創業保証〉 平成28年度より本所企業支援部及び各支所(五所川原支所含む)に、創業サポート窓口を設置し、専門の担当者を配置し、創業計画策定支援を含む創業資金に関する個別相談を実施している。 創業資金の相談については、「青森県未来を変える挑戦資金特別保証融資制度・創業枠(青森県・五所川原圏域市町携枠)」等の低利保証融資制度の提案により、創業希望者(創業後1年未満含む)の創業資金の調達を支援している。 平成28年度利用実績は19件、平成29年度9月末までの利用実績は10件となっている。目標を平成28年度の100%となる19件とする。 (目標数) 創業支援対象者数19件、創業者数19件</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>①創業サポート窓口 本年度より創業希望者に対し、金融・創業計画の作成支援の他、技術支援を実施するにあたり、本所(企業支援部)・各支所(五所川原支所を含む)に、創業サポート窓口を設置する。</p> <p>②創業保証 創業希望者に対し、低コストで資金調達が可能な「青森県未来を変える挑戦資金特別保証融資制度・創業枠(青森県・五所川原圏域市町連携)」の周知・利用促進に努める。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <p>①創業サポート窓口 ・サポート窓口では、「ごしょがわら圏域創業相談ルーム」と連携し、創業希望者の金融・創業計画の作成支援を実施している。 ・その他、必要に応じて事業連携協定を締結している「公益財団法人21あおり産業総合支援センター」「地方独立行政法人青森県産業技術センター」と連携し、創業計画作成支援の他、商品開発等の技術支援を実施している。 ・同窓口の周知については、ホームページへの掲載の他、五所川原圏域の市町及び金融機関等の関係機関へのパンフレットの配布により努める。</p> <p>②創業保証 ・「青森県未来を変える挑戦資金特別保証融資制度・創業枠(青森県と五所川原圏域市町が連携し保証料を補給する制度)」のパンフレットを作成する。 ・周知については、五所川原圏域の市町及び金融機関窓口のほか、創業支援等事業者である五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会、つがる市商工会、鱈ヶ沢町商工会、深浦町商工会、鶴田町商工会、中泊町商工会、公益財団法人21あおり産業総合支援センター等にパンフレットを配布する。</p>

計画期間

平成30年7月9日 ~ 平成33年3月31日